

# 社団法人日本糖尿病協会 福井県支部規則

この規則は、社団法人日本糖尿病協会（以下、「本協会」という）定款、細則に基づき、本支部の運営と目的達成に必要な事項を定めるものとする。

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この会は社団法人日本糖尿病協会福井県支部（以下本支部という）という。

（事務所）

第2条 本支部の事務所は福井中央クリニックに置く。

（目的）

第3条 （例）この会は、糖尿病の治療及び予防に関する正しい知識の普及を図り、会員及び地域住民の健康増進を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本支部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （例）
- （1）糖尿病に関する講演会、その他所要の教育啓発・学習・研修活動
  - （2）会報の発行及び糖尿病に関する必要書類の配布
  - （3）本協会雑誌「さかえ」の各分会への配布
  - （4）本協会との連絡・連携
  - （5）前に掲げるもののほか、この会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員及び会費

（種別）

第5条 本支部の正会員は次の通りとする。

- （1）糖尿病患者およびその家族、糖尿病診療に携わる医療スタッフを含めて構成された医療機関を単位に組織された分会（友の会）の構成員。なお、分会は原則本協会へ入会しているものとする。但し、入会に必要な定員に満たない分会は本支部直轄の「個人会員グループ」という分会扱いとする。
- （2）糖尿病に深い関心を持ち、本会の趣旨に賛同した個人（法人）および医療機関従事者
- （3）正会員以外の会員制度の設置については、理事会で審議し総会にて了承を得る。

（入会）

第6条 正会員の入会は支部または支部管轄の分会に申し込むものとする。

（会費）

第7条 正会員は別に定める会費を納入する。なお、会費は原則として1年分を前納するものとする。

(退 会)

第 8 条 正会員及び賛助会員の退会は支部または各分会等に申し出る。

(抛出金品の不返還)

第 9 条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 1 0 条 本支部に次の役員を置く。

- ( 1 ) 支部長 ( 会長 ) 1 名
- ( 2 ) 副支部長 ( 副会長 ) 1 ~ 2 名
- ( 3 ) 理事 ( 但し、理事のうち 1 名を専務理事とする ) 若干名
- ( 4 ) 監事 1 名
- ( 5 ) 顧問および相談役を若干名置くことができる。

(選出等)

第 1 1 条 ( 1 ) 理事は分会 ( 各医療機関の単位 ) において選出する。

但し、事務局の長は専務理事とする。

- ( 2 ) 支部長、副支部長は理事の互選とする。
- ( 3 ) 監事は理事会の承認を得て支部長がこれを委嘱する。
- ( 4 ) 顧問及び相談役は理事会の議を経て、支部長がこれを委嘱する
- ( 5 ) 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(職務権限)

第 1 2 条 ( 1 ) 支部長は本支部を総理し、本支部を代表する。

- ( 2 ) 副支部長は支部長を補佐して本支部の会務を処理し、支部長事故あるときは支部長の職務を代行する。
- ( 3 ) 理事は理事会を構成し協同して会務を執行する。
- ( 4 ) 専務理事は本会の庶務および会計を統括する
- ( 5 ) 監事は会の事業並びに会計を監査し理事会に報告する。
- ( 6 ) 顧問及び相談役は支部長または理事会の諮問に応じて意見を具申する。

(任 期)

第 1 3 条 ( 1 ) 役員任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

- ( 2 ) 役員に欠員を生じたときは、補欠者の選出、または選任を行う。この場合補欠者の任期は前任者の残存期間とする。
- ( 3 ) 役員は辞任または任期満了においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### 第 4 章 会 議

(総 会)

- 第14条 (1) 総会は通常総会と臨時総会とする。
- (2) 総会は正会員をもって構成する。
  - (3) 総会は次の事項を議決する。
    - 1、会則の制定および改廃
    - 2、事業計画、予算、決算、事業報告
    - 3、役員を選任および解任
    - 4、会の運営に関する重要事項
  - (4) 総会の招集は支部長が行い、議長は専務理事が担当する。
  - (5) 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する
  - (7) 総会の審議は議事録により記録される。

(理事会)

- 第15条 (1) 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- (2) 通常理事会は毎年1回開催する。
  - (3) 理事会の審議は議事録により記録される。

## 第5章 財務及び会計

(経費)

第16条 本支部の経費は会費、寄付金及びその他の収入により支弁する。

(事業年度)

第17条 本支部の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 賞罰及び禁止

(賞罰)

- 第19条 (1) 会員の内、糖尿病の学習に努め、別に定める糖尿病の自己管理の数値が良好に維持継続され、かつ、分会活動に協力している者に対して表彰することができる。
- (2) 会員の内、支部・分会等の活動に著しい貢献のある個人及び団体ならびに関係機関の功労を表彰することができる。
  - (3) 会員の内、公序良俗に抵触または違反する行為のあった時は、それに相当する処分を行うことができる。

(禁止)

第20条 会員は公益法人に所属する一員として、本支部の活動においては、政治・宗教に関する普及・勧誘および、個人的営利を目的とする販売行為、その他類似の活動を行うことはできない。

## 第7章 細則

第 2 1 条( 1 )この会則に定めない事項並びにこの会則の執行に関する細則は理事会で決める。

付則 ( 1 ) 福井県糖尿病協会の名称を使用する場合は、社団法人日本糖尿病協会福井県支部名を併記する。

( 2 ) この会則は平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。